



一大イベント「樹祭」が閉幕

福島高校のビックイベント「樹祭」が幕を閉じました。文化の部では、それぞれの学年で合唱や劇、映画など趣向を凝らした素晴らしい発表が行われました。劇・映画部門で最優秀賞となった3年3組の映画は、とても良い作品になっており、「感動した」という声が多く、生徒、職員から聞こえました。

また、体育の部でも団長・リーダーを中心に熱い戦いが繰り広げられました。途中雨に見舞われましたが、素晴らしい体育大会となりました。多くの保護者、卒業生、地域の皆さまにご来場いただきました。ご声援ありがとうございました。

私たちの青春#アオハル

文化の祭典 宮崎県高等学校総合文化祭

9月21日より宮崎県高等学校総合文化祭が行われました。全国高等学校総合文化祭につながる文化部にとつて最も大事な文化祭です。福島高校からも胡桃太鼓部や美術部、放送部など、多くの文化部が参加しました。

私たち生徒会も、生徒会交流部門に参加してきました。他校の生徒会のメンバーと学校や教育について議論し、福島高校がさらに魅力的な学校になるようなアイデアを持ち帰ることができました。福島高校の代表として、文化部みんなでこれからも頑張りますので応援よろしくお願いします！

としょかんまつり

日時 10月20日(日)午後1時～3時

会場 串間市文化会館前広場
(※雨天時はアクティブセンター)

今年も青空の下で 本のリサイクル市を開催!

時間:午後1時～3時 場所:文化会館前広場

ご家庭でいらなくなった本を
図書館へお持ちください。

- ・10月18日(金)まで持ち込みを受け付けます。
- ・不要になった本1冊で1冊分の交換券がもらえます。
- ・マンガでも雑誌でも大丈夫ですが、汚れたものや傷みの激しいものはご遠慮ください。
- ・ホコリなどきれいに拭き取ってお持ちください。
- ・図書館で本を借りた方も交換券がもらえます。



おはなし会

時間:午後1時～(随時)

場所:文化会館前広場

手遊び・絵本・紙芝居などなど、たのしいおはなしがいっぱい! 子ども大人も楽しんでください。



お問合せ

串間市立図書館

TEL 0987-72-1177 FAX 0987-72-0803

E-mail info-kcl@mnet.ne.jp

運営ボランティア 大募集

としょかんまつりの準備や後片付け、リサイクル市、読み聞かせなどお手伝いをしてくださるボランティアを募集しています。一緒にとしょかんまつりを盛り上げましょう!

【新刊情報】

○熱源(川越宗一/著)○震える天秤(染井為人/著)○トリガー(真山仁/著)○万波を翔る(木内昇/著)○カインは言わなかった(芦沢央/著)○黙秘犯(翔田寛/著)○三匹の子豚(真梨幸子/著)○飛雲のごとく(あさのあつこ/著)○私は幽霊を見ない(藤野可織/著)○在米被爆者(松前陽子/著)○思春期の心とからだ図鑑(ロバート・ウインストン/著)○恐竜世界大百科(加藤太一/監修) その他多数

みんなが主役 ふるさと串間のために

情報提供と発信

「パナップ」当センターの愛称は、①市民活動に関する相談、②市民活動に関する情報提供と発信、③市民活動に関する研修会などの提供、④市民活動の活性化などに関する調査研究などを業務としています。文字通り市民の皆さんが主役となり、市民活動のお手伝いをする中間支援組織です。今回はその中の情報提供と発信についてお伝えします。

情報提供・発信は、「広報くしま」などの紙媒体とホームページやフェイスブックなどの電子媒体で行っています。その中でも昨年度より力を入れているのがホームページです。特に今年度は「写真」(トップ・ギャラリー)を充実したり、ブログやイ



公式ホームページ

ベントカレンダーも積極的に載せるようにしています。写真は串間の風光明媚なところや何気ない風景などを撮り、串間のよさが出るように工夫しています。イベントカレンダーでは市民の皆さんが載せてほしい情報を載せています。これまで8月には「夏休み子ども寺子屋」都井岬まつり、9月には「地域づくり」と男女共同参画講座「JAZZのまちづくり」などを掲載しました。どなたでもデータをパナップに送ってもらえれば掲載できます。また、ブログでは新たに「おもしろ郷土史ブログ」のコーナーを作り、串間の歴史を紹介していきます。アドレス(HP)は左に記していますので、ぜひ一度、ホームページを覗いてみてください。



串間市大字西方5721-1 (旧NSA)
TEL・FAX 0987-72-5123
開館日 平日午前9時～午後6時
メール hello@panerp.jp
HP https://panerp.jp

年金 トピック

☑ 一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに!

国民年金の保険料には、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。

このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。

免除が承認されても、納付されないと保険料未納期間となってしまいますので、ご注意ください。

☑ 国民年金(第1号被保険者)の 届け出を忘れていませんか?

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。次のようなときは忘れずに届け出を行きましょう。

- 20歳になったとき(厚生年金・共済を除く)
- 会社を退職したとき
- 配偶者が退職し、被扶養配偶者でなくなったとき
- 収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき
- 海外に居住し、任意加入する場合
- 海外から帰ったとき

問 / 市民生活課市民係 ☎内線 225・226

都城年金事務所 ☎0986-23-2571